商工省調査

甲號二第票査調

提出期限一月末日

（工場）

（コトノ出提宛長村町市）

※欄ハ記入ヲ要セズ

◎欄ハ道府縣ニ於テ記入スルモノトス

數量ノ單位ニ付テハ成ルベク「メートル」法ニ依ルベシ

◎第　號

事業開始 年　月

秘

一般工場調査期間	
自昭和 年 一月一日	
至昭和 年 十二月末日	

季節作業工場調査期間	
自昭和 年 月 日	
至昭和 年 月 日	

工場番號	※
年末現在職工數	

本調査票ハ當該官廳ニ於テ秘密ノ取扱ヲ爲スモノトス

本調査票ハ三通提出スベシ

昭和　年　月　日提出

工場名 | 主要事業 | 備考

工場所在地

生産番號 ※	分類品目	生産額 數量	單位	生産額 價額	在庫額（期末現在） 數量	單位	在庫額（期末現在） 價額
				圓			圓
	計						

工業主ノ住所及氏名又ハ名稱竝ニ捺印

本調査票ハ同一ト票査調本ニ更ハニ合場ル得ザトコロ盡シ記入ニ票査調本スルモノトス加追ヲ票査調

記入注意

一 一般事項

調査の期間、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名稱竝に捺印欄の記入に付ては調査票第一號記入注意參照

二 事業開始年月

1 事業繼承又は營業組織變更の場合と雖其の工場の最初の事業開始の年月を記入すべし

2 事業を變更したる場合には本票に記入したる主要事業を開始したる年月を記入すべし

三 年末現在職工數

當該工場の年末に於ける職工數（第三號票の職工數と一致すべきものとす）を記入すべし

四 生産額

1 調査の期間内に實際生産したるものゝ總額を生産分類表に依り區別して記入すべし、例へば製絲業にありては之を生絲、玉絲、野蠶絲、生皮苧竝に「貶斗絲及其の他の製絲屑物」に區別し、蒸汽鑛製造業にありては之を水管式、鑄鐵製、「其の他」竝に「部分品及附屬品」に區別し、製材業にありては之を板、角、丸、「ベニヤ」板竝に「其の他」に區別し、所定の數量單位に依りて記入すべし

2 自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料及材料竝に燃料及動力として使用する場合は其の使用したるものを別欄に記入し「自家使用」と附記すべし　例へば棉花を購入して綿布を製造する工場にありては其の製造過程にある綿絲は生産分類表に指定しあるを以て分類品目欄に綿絲（自家使用）と記入し生産額欄には其の數量及價額を記入すべし　尚製品たる綿布にして當該工場の職工等の衣類其の他に自家使用するものは之を記入すべからず

3 數量の單位は生産分類表に記載する所に依るべし

樽又は箱の如き慣用の單位は品目又は地方に依り實數量に差異ある場合多きを以て之が内容の説明を備考欄に附記すべし

4 生産分類表に數量を記載せざるものは價額のみを記入すべし

價額は調査期間内に生産したるものゝ内實際販賣濟みのものに付ては工場渡し値段に依り、未だ販賣せざるものに付ては調査期間末の市價に依り合算記入すべし、但し圓單位とし端數は切捨つべし

自家生産に係るものにして直に其の工場に於て原料及材料竝に燃料及動力として使用するものゝ價額は生産當時の市價に依り之を計算すべし

5 委託仕事として他に出し當該工場に於ては何等製造、加工又は修理を爲さざる生産品に付ては記入すべからず

6 他人の委託を受け其の提供に係る物を主たる原料又は材料として製造加工又は修理をなしたる場合は之を別品目とし價額の欄に製造又は加工にありては「加工賃」修理にありては「修理料」と明記したる上其の金額を記入すべし

數量に付ては前掲(3)に同じ、但し雜多の物件を製造加工又は修理する場合等の如く數量を記入すること著しく困難なるときは其の記入を省略するも妨げなし

五 在庫額

1 調査期間末現在の在庫額を生産分類表に依り區別して記入すべし

2 數量に付ては前掲に同じ

3 價額は調査期間末の市價に依り計算すべし

工場調査規則（昭和四年十一月商工省令第十七號）及資源調査法（昭和四年四月法律第五十三號）に付ては調査票第三號裏面參照

Sample